

[PTA 団体傷害保険・賠償責任保険について]

今年度も PTA 団体傷害保険・賠償責任保険に加入しました。PTA 活動中の事故によるご本人または第三者のけがや、施設などへの損害について所定の条件の範囲内で補償いたします。事故などが発生した場合は、速やかに執行部までご連絡ください。(裏面もご覧ください)

◆ P T A 団体傷害保険の内容

1. 被保険者 (保険の対象者)

- (1) P T A 会員 (保護者・教職員) および本校の生徒
- (2) P T A 会員の同居の親族
- (3) P T A 行事への参加が事前に P T A により認められている者。

2. 保険金を支払う場合 (ただし、日本国内における事故に起因するものに限る。)

- (1) 被保険者が P T A 会員の所属する P T A の管理下において P T A 行事に参加している間。
- (2) 被保険者が P T A 行事に参加するため P T A が指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中。

3. 保険金の種類および保険金額

- (1) 死亡保険金・後遺障害保険金・・・500万円
※後遺障害については程度に応じて3～100%
- (2) 入院保険金 (日額)・・・5,000円 (事故発生日より180日以内の入院)
- (3) 手術保険金・・・入院保険金額に所定の倍率 (10・20・40倍)
- (4) 通院保険金 (日額)・・・3,000円 (事故発生日より180日以内の通院)

◆ P T A 賠償責任保険の内容

1. 被保険者 (保険の対象者)

- (1) P T A 管理者に対する賠償責任については・・・本校 P T A
- (2) 生徒などに対する賠償責任については・・・本校 P T A の生徒・親権者等

2. 保険金を支払う場合

- ・ P T A 活動中、他人の身体に障害を与えた場合・または他人の財物を損壊した場合。
(P T A 活動危険)
- ・ 学校などから借用した用具等を、 P T A 会員や生徒が損壊・紛失・盗難に遭った場合。
(受託物危険)
- ・ 本校の生徒が他人の身体に障害を与え、または他人の財物を損壊したことにより、当該生徒 (もしくは親権者) が法律上の賠償責任を負担する場合。 (生徒賠償危険)

3. 保険金の種類および保険金額 (上限) ※免責金額については省略

- ・ P T A 活動危険・・・ 対人：一名につき5000万円、一事故につき5億円
対物：一事故につき5000万円
- ・ 受託物危険・・・ 対物：加害会員一名につき100万円 (限度額は3000万円)
- ・ 生徒賠償危険・・・ 対人・対物共通：一事故につき1億円

■保険金額と保険料

保険料は、保険金額や世帯数、児童・生徒数によって異なります。

貴PTAの場合は以下のとおりお見積りいたしました。

1. PTA団体傷害保険（PTA 50会員として）

保 険 金 額		⇒	年 間 保 険 料	
死亡・後遺障害	500万円		会員1世帯あたり	
入院保険金日額	5,000円			209円
通院保険金日額	3,000円		合 計	10,450円

2. PTA賠償責任保険（PTA 50会員・生徒数 830名 として）

保 険 金 額		免 責 金 額	⇒	年 間 保 険 料		
PTA活動危険 対人	1名につき 5,000万円 1事故につき 50,000万円	1事故につき 対人 1,000円				
対物	1事故につき 5,000万円	1事故につき 対物 1,000円				
受託物危険 対物	加害会員1名につき 100万円 保険期間中限度額 3,000万円	1事故につき 対物 5,000円				
児童・生徒賠償危険 対人・対物共通	1事故につき 10,000万円	1事故につき 1,000円			228,900円	

* PTA賠償責任保険については、ご契約時に概算した暫定保険料をいただき、保険期間終了時に確定精算します。